【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成30年7月3日

【会社名】 日本甜菜製糖株式会社

【英訳名】 Nippon Beet Sugar Manufacturing Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 惠本 司

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目12番14号

【電話番号】 03-6414-5522

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 八 巻 唯 史

【最寄りの連絡場所】 北海道河西郡芽室町東芽室基線29番地

【電話番号】 0155-61-3134

【事務連絡者氏名】 経理部長 古 賀 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第120期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金50円 総額 709,070,900円

第2号議案 取締役12名選任の件

中村憲治、惠本司、佐藤和彦、鈴木良幸、佐渡谷裕朗、八巻唯史、木山邦樹、前田孝幸、

石栗 秀、小島洋司、寺澤秀和、淺羽 茂の12名を取締役として選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、増本善丈を補欠監査役として選任する。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当該株式報酬制度に基づき取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の額を、新たに年額30百万円以内と設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成		反対		棄権		可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案		115,510	個	149	個	1	個	(注) 3	可決 (98.13%)
第2号議案									
中村	憲治	82,435	個	33,225	個	0	個		可決 (70.03%)
惠本	司	89,644	個	26,016	個	0	個		可決 (76.16%)
佐藤	和彦	100,552	個	15,108	個	0	個		可決 (85.42%)
鈴木	良幸	100,557	個	15,103	個	0	個		可決 (85.43%)
佐渡谷	幹部	100,557	個	15,103	個	0	個		可決 (85.43%)
八巻	唯史	100,557	個	15,103	個	0	個	(÷) 4	可決 (85.43%)
木山	邦樹	105,569	個	10,091	個	0	個	(注) 4	可決 (89.69%)
前田	孝幸	105,567	個	10,093	個	0	個		可決 (89.69%)
石栗	秀	105,049	個	10,611	個	0	個		可決 (89.25%)
小島	洋司	106,675	個	8,985	個	0	個		可決 (90.63%)
寺澤	秀和	106,674	個	8,986	個	0	個		可決 (90.63%)
淺羽	茂	107,476	個	8,184	個	0	個		可決 (91.31%)
第3号議案									
増本	善丈	109,141	個	6,519	個	0	個	(注) 4	可決 (92.72%)
第4号議案		111,941	個	3,719	個	0	個	(注) 3	可決 (95.10%)

- (注)1 本総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数は141,074個です。
 - 2 本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主分)は117,708個です。なお本総会前日までの事前行使分には、意思表示を無効とした事前行使分が含まれております。
 - 3 可決要件は、本総会に出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
 - 4 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち賛否を確認できたものの合計により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。